

■住宅性能評価料金■

料金表-1

■新築住宅(一戸建て)の評価料

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2025年4月18日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県					備考
延床面積	区分	設計住宅	建設住宅	合計	
		(A)	(B)	(A)+(B)	
200㎡以下	型式認証住宅部分等	¥35,000 (¥38,500)	¥75,000 (¥82,500)	¥110,000 (¥121,000)	1. 遠方出張料は「検查出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表から地域及び距離等から加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。 2. 12000円(税込13200円)から左記の料金表までの間で、変更の程度により決定する。但し、「6.」「7.」の構造計算がある場合の料金の適用がある場合は加算する。 3. 減額料金については、別途定める。 4. クロス申請(他社で設計住宅性能評価を交付を受けたもの)は、建設住宅性能評価の手数料に設計評価の料金を加算した料金となります。その際は副本と副本写しの提出をしていただきます。(※建設住宅性能評価を実施する前に設計住宅評価の再審査をいたします。) 5. 評価書の再交付は下記金額とする。但し、評価内容に変更が無いことを条件と致します。 ¥10,000 (¥11,000) / 1回
	木造一般(平屋)	¥48,000 (¥52,800)	¥90,000 (¥99,000)	¥138,000 (¥151,800)	
	木造一般(2~3階)	¥60,000 (¥66,000)	¥100,000 (¥110,000)	¥160,000 (¥176,000)	
200㎡超 500㎡以下	型式認証住宅部分等	¥49,000 (¥53,900)	¥75,000 (¥82,500)	¥124,000 (¥136,400)	6. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。 ¥40,000 (¥44,000) / 1棟 7. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請又はフラット35Sの申請時において、取得しようとする耐震等級の審査を経ているものを除く) ①建築基準法第6条第1項3号の建築物(ルート1に限る) ¥10,000 (¥11,000) / 1棟 ②上記以外 ¥25,000 (¥27,500) / 1棟
	木造一般(3階以下)	¥65,000 (¥71,500)	¥110,000 (¥121,000)	¥175,000 (¥192,500)	
12. 長期使用構造等の確認申請と一体申請の場合は下記料金を加算します。 ¥6,000 (¥6,600)					8. 認証型式住宅部分等の料金は耐震等級(1-1~1-5)がそれぞれ「認証型式住宅部分等」がある場合に限りです。 9. 住宅の延べ床面積が500㎡超えの場合は、別途お見積りさせていただきます。 10. 併用住宅(一住戸)は一戸建ての料金に下記の料金を加算します。 ① 住宅部分が断熱等性能等級1、一次エネルギー消費量等級1の場合 ¥10,000 (¥11,000) / 1棟 ② 上記以外 一般 ¥30,000 (¥33,000) / 1棟 型式 ¥15,000 (¥16,500) / 1棟
13. 面積が500㎡超え又は4階建て以上の場合は別途お見積りいたします。					
14. .再検査の追加検査料金(1回あたり)は下記の料金を上限として、再検査の内容の程度により減額する。又、出張料金は別途加算します。(※下記の料金を認証型式住宅部分等は10%を減じます。) ¥30,000 (¥33,000) + 出張料金1回あたり再検査上限料金					
15. 当社に設計住宅性能評価申請に併せて建築物エネルギー消費性能確保計画を申請し、確認済証の交付を受ける場合は下記の料金を加算します。 ¥10,000 (¥11,000)					
16. .必須項目以外の選択項目は下記料金を選択分野ごとに加算する。 設計住宅性能評価 ¥1,500 (¥1,650) / 1分野 建設住宅性能評価 ¥1,500 (¥1,650) / 1分野					
17. 型式住宅部分等製造者認証住宅又は木造以外の構造及び混構造の場合は、別途お見積りいたします。					
18. 変更建設住宅性能評価申請は、別途見積りいたします。					
19. 料金は予告なしに改定することがあります。					
11. 「設計住宅性能評価申請」と「長期使用構造等確認申請」を併せて行う場合は、長期使用構造等の確認申請料金表にある料金を加算してください。					

■室内化学物質濃度測定(加算料金)

()内は消費税 10 %を含む料金です。

方式	区分	測定料	
室内化学物質濃度測定 パッシブ方式	ホルムアルデヒドのみ (1か所単価)	¥55,000 (¥60,500)	1 本測定料は一戸建ての住宅における建設評価申請引受時の追加手数料で、共同住宅・複数部屋対応の場合は別途見積りとなります。 2 VOC4種とはトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指します。 3 アクティブ方式は国土交通省告示の標準測定方式により測定しますが、取扱いしていません。又特急分析は取り扱いしていません。 4 パッシブ方式はパッシブ型採取機器による告示代替方式により測定します。 5 測定環境の設定(住戸の窓開放と閉鎖内容、設備機器の稼働等)は申請者の協力を得て、評価員が立ち会い、確認します。 6 測定か所が複数になる場合は別途見積りいたします。 7 使用するバッチ(分析機関の料金を含む)の料金は別途に加算いたします。 8 出張料金は別途出張料金表で算定し、設置日と回収日の2回分の料金を加算する
	ホルムアルデヒド及びVOC4種 (1か所単価)	¥85,000 (¥93,500)	

■新築住宅(共同住宅等)の評価料

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2025年4月18日 よりの料金です。

設計住宅性能評価 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						備考
評価手数料=A+(M×B)+(M×C)+(M×D)+(M×分野数×E)+(F×M)						1. 設計評価書の再交付は下記の料金です。但し、評価内容に変更が無いこと 再交付 ¥10,000 (¥11,000) /1回・戸当り
床面積の合計 (棟当り)	基本料金(A)	必須分野 (1住戸あたり)		選択分野※1 (1住戸あたり)	選択分野※1 (1住戸・分野あたり)	2. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。 ¥40,000 (¥44,000) /1棟
		(B)	(C)	音環境(D)	音環境以外(E)	
製造者認証※2 (500㎡以下)	¥45,000 (¥49,500)	¥4,000 (¥4,400)	¥4,000 (¥4,400)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	3. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請及びフラットの申請時において、取得しようとする耐震等級の審査を経ているものを除く) ①建築基準法第6条第1項3号の建築物(ルート1に限る) ¥10,000 (¥11,000) /1棟
200㎡以下 一般 (木造3階以下)	¥65,000 (¥71,500)	¥5,000 (¥5,500)	¥7,000 (¥7,700)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	②上記以外 ¥25,000 (¥27,500) /1棟
200㎡超 300㎡以下 一般 (木造3階以下)	¥75,000 (¥82,500)	¥5,000 (¥5,500)	¥7,000 (¥7,700)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	4. 省エネ適判と設計住宅性能評価を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化(コース2)を伴う申請の場合は下記の料金を加算します。 ¥30,000 (¥33,000) /1棟
300㎡超 500㎡以下 一般 (木造3階以下)	¥100,000 (¥110,000)	¥4,000 (¥4,400)	¥7,000 (¥7,700)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	・ただし、上記に関わらず、省エネ適判で共用部分を標準計算にて評価する場合は下記の料金とする ¥120,000 (¥132,000) /1棟
500㎡超 1000㎡以下 一般 (木造3階以下)	¥140,000 (¥154,000)	¥4,000 (¥4,400)	¥7,000 (¥7,700)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	5. 変更申請の場合は変更の程度により決定いたしますのでご相談ください。但し、下記の料金を下限とし、左記の表の料金を上限とします。 変更申請下限手数料=A+(M'×B) A → ¥30,000 (¥33,000) /1棟 より～ B → ¥4,000 (¥4,400) /1住戸 より～ ※Aは全ての変更において必要な手数料です。 ※M'は変更申請に係る住戸数です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択分野である音環境(D)及び音環境以外(E)は任意の選択です。 ・ 「A+(M×B)+(M×C)」は必須の組合せです。 ・ 必須分野(B)とは、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級を示す。(但し、必須分野(B)の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の両方が等級1である場合は加算しません) ・ 必須分野(C)とは、必須分野(B)以外の必須分野を言う。 ※1 選択分野の加算は、それぞれ1分野追加ごと、1住戸ごとの加算となります。 選択分野料金=[(音環境分野料金)+(その他分野数×料金)]×戸数 ※2 型式住宅部分等製造者認証等の料金は耐震等級(1-1～1-5)及び劣化対策等級がそれぞれ「認証型式宅部分等」がある場合に限りです。 						6. 住宅性能評価申請と長期使用構造等の確認申請を一体申請で行う場合は、下記の料金を加算します。 F= ¥6,000 (¥6,600) /1住戸当たり×住戸数
8.Mの数値は下記の計算方法により算出する。尚、小数点以下は切り上げとする。 $M = \text{評価を行う戸数} + \left(\frac{\text{全住戸-評価を行う戸数}}{2} \right)$						7. 断熱性能等級において、全ての住戸の外皮を仕様規定で行う場合は、(B)の住戸当たりの料金から下記の料金を差し引きます。 ¥3,000 (¥3,300) /1住戸当たり
9.料金表以外の範囲に係る料金、型式住宅部分等製造者認証住宅又は木造以外の構造及び混構造の場合は、別途お見積もりいたします。						8. 遠方出張料は「検查出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表から地域及び距離等から加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。
建設住宅性能評価 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						9. 減額料金については、別途定める。
評価手数料=(N×A)+(M×B)+(M×C)+(M×D)+(M×分野数×E)+(N'×出張料金)						10 建設評価書の再交付は原則、下記の料金です。但し、評価内容に変更が無いこと。 再交付/一戸当り= ¥10,000 (¥11,000) 住戸数により考慮有
床面積の合計 (棟当り)	基本料金(A) N:検査回数	必須分野 (1住戸あたり)		選択分野 (1住戸あたり)	選択分野 (1住戸・分野あたり)	11 クロス申請(他社で設計住宅性能評価を交付を受けたもの)は、建設住宅性能評価の手数料に設計評価の料金を加算した料金となります。その際は副本と副本写しの提出をしていただきます。(※建設住宅性能評価を実施する前に設計住宅評価の再審査をいたします。)
		(B)	(C)	音環境(D)	音環境以外(E)	
200㎡以下	¥30,000 (¥33,000)	¥5,000 (¥5,500)	¥7,000 (¥7,700)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	12 1回あたりの再検査等による、追加検査料金は下記の料金を上限として、再検査の内容の程度により減額する。又、出張料金は別途加算します。 ¥20,000 + ¥2,000 × 住戸数 + 出張料金 = 1回あたり再検査 (¥22,000 + ¥2,200 × 住戸数 + 出張料金) 査上限料金
200㎡超 300㎡以下	¥30,000 (¥33,000)	¥5,000 (¥5,500)	¥8,000 (¥8,800)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	13 建設住宅性能評価の料金表は、木造3階建て以下及び型式製造者認証住宅に限りです。それ以外の構造については別途見積もりいたします。
300㎡超 500㎡以下	¥38,000 (¥41,800)	¥4,000 (¥4,400)	¥8,000 (¥8,800)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	14 変更建設住宅性能評価申請は、別途見積もりいたします。
500㎡超 1000㎡以下	¥45,000 (¥49,500)	¥4,000 (¥4,400)	¥8,000 (¥8,800)	¥10,000 (¥11,000)	¥3,000 (¥3,300)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ N:検査を行う回数。 ・ N':出張料金に係る検査回数で、当社が行う建築基準法の検査等と同時に、出張料金が重複する場合は、その検査には適用しない。(出張料金は別紙参照) ・ M:「M」の数値の算出方法は、設計住宅性能評価の「M」の算出方法に従います。 ・ 選択分野である音環境(D)及び音環境以外(E)は任意の選択です。 ・ 「(N×A)+(M×B)+(M×C)+(N'×出張料金)」は必須の組合せです。 ・ 必須分野(B)とは、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級を示す。(但し、必須分野(B)の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の両方が等級1である場合は加算しません) ・ 必須分野(C)とは、必須分野(B)以外の必須分野を言う。 ・ 認証型式住宅部分等の住宅は別の規定に定める。 						

■ 検査出張料金 (追加料金表)

料金表-3

建設住宅性能評価・住宅性能証明

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2025年4月18日 よりの料金です。

区域	該当市町村	料金	備考
滋賀県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※出張料金は1回あたりの検査に加算します。 ※出張料金を検査基本料金に加算してください。
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
京都府	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※出張料金がが必要な地域の場合で、確認検査と同時に検査を行う場合は、確認検査に出張料金を加算し、建設住宅性能評価の検査は出張料金を加算しません。
	上記以外の市町村又は地域	別途見積もり	
大阪府	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※別途見積もり料金は、距離や到達時間等及び当日の他の検査との兼ね合いを考慮した料金とし、下記の料金の範囲で決定します。 ・1回の検査毎の出張料金の範囲 0円から 50,000 円までとする。 (55,000 円)
兵庫県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
奈良県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※建築確認検査の出張料金の表示は税込み表示となっています。
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
和歌山県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	